明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**六六）　一

〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（**法務**三七一）　一
○債務救済措置（債務免除方式）に関する日本国政府とギニア共和国政府との間の二の書簡の交換に関する件（**外務**三一三）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**二五六七～二五八二）　四
○保安林の指定を解除する件（**同**二五八三～二五九六）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**二五九七）　七
○船舶安全法に基づく型式承認等をした件（**国土交通**一〇〇七）　八
○道路に関する件（**関東地方整備局**四二四～四二六）　八

〔国会事項〕
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　一〇

〔人事異動〕
法務省　群馬県　埼玉県　三重県　鳥取県　愛媛県　福岡県　鹿児島県　仙台市　静岡市　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項　一〇

〔資　料〕
閣議決定等事項　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係
特殊法人等
警察共済組合役員の就・退職関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省　令

○農林水産省令第六十六号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）第二条第二号の規定に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年十月八日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「オキサミド」の下に「、石灰窒素」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。